

歳入庁設置による業務効率化等推進法案

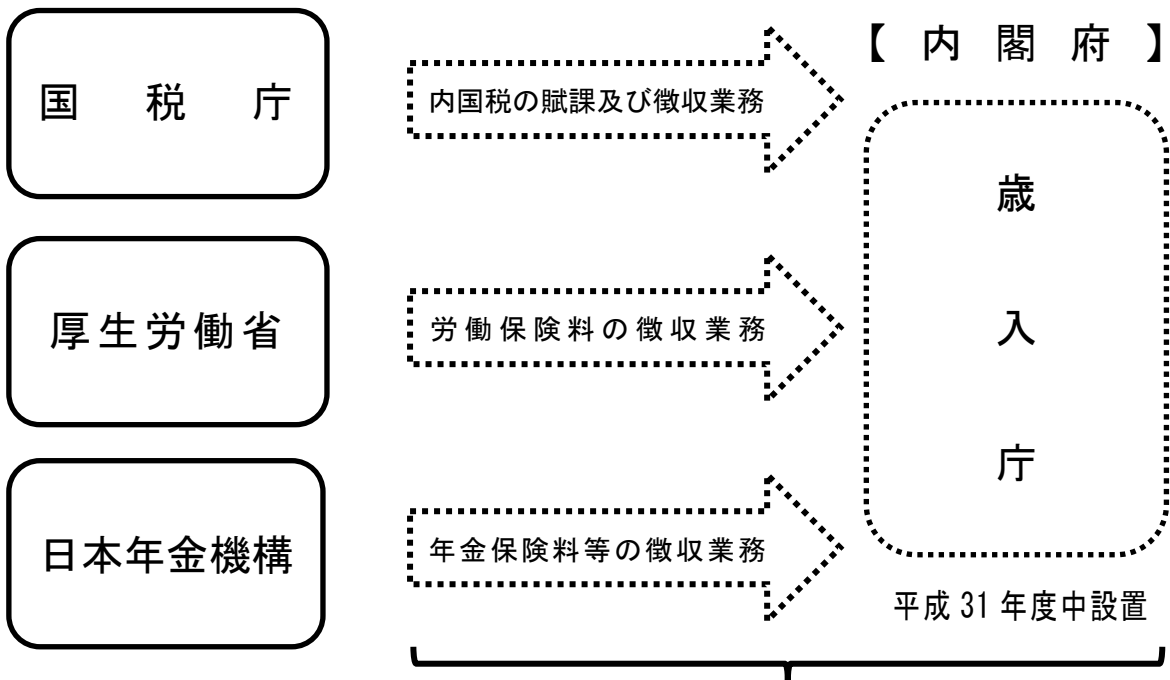
【歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務がそれぞれ異なる主体により行われているところ、当該業務の効率化、これらの納付を行う者の利便性の向上及びこれらの納付の状況の改善が課題となっている。

→ 政府は、当該業務を一元的に行う歳入庁を設置し、当該業務の効率化の推進等を図る必要がある。

- ① 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- ② 歳入庁は、平成 31 年度中に置かれるものとする。
- ③ 内国税の賦課及び徴収、労働保険料の徴収、年金保険料等の徴収等に関する業務については、歳入庁において一元的に行うものとする。



必要な法制上の措置を政府に義務付け